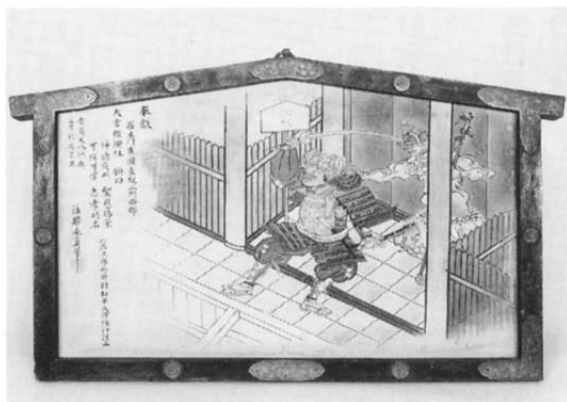


# 文化財を大切に 11月1日(水)〜7日(火)文化財保護強調週間

奇しくも、三河地震から五十年目にあたる今年一月十七日未明に、阪神大震災が発生しました。多くの尊い命が失われたうえに、先人からの大切なメッセージである数々の文化財も甚大な被害を受けました。神戸の異国情緒あふれる異人館の痛々しい映像は、まだ記憶に新しいことと思います。

十一月一日から七日までは「文化財保護強調週間」です。貴重な文化財を私たちの力で守りましょう。



## 文化財保護の歩み

昭和二十四年一月、法隆寺金堂の失火により壁画が焼失しました。これを契機に文化財保護の機運が高まり、翌昭和二十五年に制定されたのが、「文化財保護法」です。さらに法隆寺金堂が修復されたのをきっかけに、昭和二十九年十一月三日「文化財保護強調週間」が設けられました。

## 文化財保護の意義

文化財には、次のようなものがあります。

- ・有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、考古・歴史資料など）
- ・無形文化財（芸能、工芸技術など）
- ・民俗文化財（風俗慣習・民俗芸能、衣食住に関する用具など）
- ・記念物（史跡、名勝地、貴重な動植物など）
- ・伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的景観を形成するもの）

これらの文化財は、私たちの歴史や文化を正しく理解するために欠く

ことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。貴重な国民的財産である文化財を次世代へ伝えていくのは、今を生きている私たちの責務です。

## 市内指定文化財件数（平成7年7月現在）

	建造物	絵画	彫刻	工芸	文書	考古	民俗	史跡	天然記念物 天記	計
国指定				2			1		3	6
県指定		1	4			1			1	7
市指定	12	13	19	10	32	2	3	9	4	104
計	12	14	23	12	32	3	4	9	8	117

## 文化財を保護するために

有形の文化財は、長い年月を経ていくうちに、さまざまな要因により

変質・損傷します。一度、傷つけたり、壊したりすると取り返しがつきません。

見学・鑑賞するときには、一人ひとりがマナーを守り、タバコなどの火の不始末による文化財の焼失などないように心がけましょう。

なお、蒲郡の文化財については、市教育委員会発行の「文化財図録」「指定文化財所在図」「埋蔵文化財分布図」（いずれも博物館にて販売）などをご覧ください。

## 埋蔵文化財の保護にご協力を

「埋蔵文化財分布地図」には、開発などにより滅失した遺跡を含む約百件の埋蔵文化財が示されています。これら文化財包蔵地の保護のため、その付近で土木工事などの地域開発行為をされる場合は、事前に博物館（☎68-1881）までご連絡ください。

また、その他の地域でも、土木工事や農作業中に、偶然、土器片などが見つかることがあります。この場合も作業を一時中止し、そのままの状態でも博物館までご連絡ください。埋蔵文化財保護のため緊急調査を行う場合もありますが、特別なことがないかぎり、工事などは継続できません。ご協力、お願いします。